

## 城東台さつき会会則

(名称)

第1条 この会は「城東台さつき会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、健康の保持と教養の向上に努めることを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所を「城東台さつき会」会長宅に置く。

(会員)

第4条 この会は、岡山市東区城東台居住者で、おおよそ60歳以上の男女をもって組織し、その賛成者を会員とする。

(会費及び運営費)

第5条 この会の会費は、会員1名につき年間1,000円とする。ただし、満90歳(4月1日現在)以上の者は免除する。

2 この会の運営は、会費・助成金・公園報償金・寄付等をもって行う。

(役員)

第6条 この会は、会長1名・副会長2名・会計1名・理事若干名と監事2名を置く。

2 会長は、総会の議決を経て決定する。

3 副会長・会計・理事及び監事は、会長が指名する。

4 この会に顧問若干名を置くことができる。顧問は、会長が委嘱し会の運営に関して、会議に出席し意見を述べることができる。

(任期及び任務)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 会長は、この会を代表統括し、副会長は、これを助けると共に、会長に事故あるときはこれを代理する。

3 会計は、金銭の出納管理を行う。

4 理事は、会長の指示により、会員相互の連絡に当たると共に、会の運営に参加する。

5 監事は、この会の会計監査を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長、会計の業務の執行状況を監査すること。

(3) 役員会に出席し、意見を述べること。

(4) 必要があると認めるときは、臨時総会の招集を請求すること。

(事業)

第8条 会員相互の親睦会の開催

2 趣味・嗜好等の同好会を随時開催する。

- 3 春・秋の2期には慰安旅行を行うことがある。
- 4 その他、この目的を達成するための必要な行事を行う。
- 5 会員が、この会の活動・行事において、傷害等の事故に遭遇したときは、会はその責任を負わないものとする。

(慶弔)

第9条 会員の不幸のときは、香典3,000円をお供えする。

2 会員が米寿を迎えたときは、3,000円をお祝いする。

3 香典返し・祝い返しは不要とする。

(総会及び役員会)

第10条 この会は、毎年1回総会に於いて、予算及びその他、会の運営に関する事項について、審議し決定する。

2 総会及び役員会は、会長が招集し議長となる。ただし、総会の議長は、その会に出席した会員の中から選出する。

3 この会の議決は、出席者の過半数の同意によって決まる。

4 この会の規約の改廃は、総会出席者の同意によって定める。

(年度)

第11条 年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

付則

- ① この規約は、平成3年6月30日から実施する。
- ② この規約は、平成5年4月1日に一部改正した。(第5条・第8条・第9条関係)
- ③ この規約は、平成6年4月10日に一部改正した。(第9条関係)
- ④ この規約は、平成7年4月9日に一部改正した。(第5条・第7条関係)
- ⑤ この規約は、平成9年3月2日に一部改正した。(第4条・第5条・第8条関係)
- ⑥ この規約は、平成11年3月28日に一部改正した。(第6条・第7条・第10条関係)
- ⑦ この規約は、平成12年3月26日に一部改正した。(第1条・第3条・第7条関係)
- ⑧ この規約は、平成16年4月4日に一部改正した。(第5条・第9条関係)
- ⑨ この規約は、平成17年4月3日に一部改正した。(第5条関係)
- ⑩ この規約は、平成19年4月8日に一部改正した。(第9条関係)
- ⑪ この規約は、平成29年4月5日に一部改正した。(第6条 副会長を2名・第10条 総会議長)